

第41号議案

市長等の給料の臨時特例に関する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の特例)

第1条 令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間(以下「特例期間」という。)においては、市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年桶川市条例第3号)第3条に定める給料の支給に当たっては、その給料の月額から、その給料の月額に、市長にあつては100分の30、副市長にあつては100分の20を乗じて得た額を減ずる。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年桶川市条例第5号)第3条に定める給料の支給に当たっては、その給料の月額から、その給料の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月10日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症による市民生活等への影響を鑑み、市長、副市長及び教育委員会教育長の給料を特例として減額したいので、この案を提出するものである。